

職員（乙種組合員）の加入申請について

職員（乙種組合員）の加入申請手続き（特に健康保険被保険者適用除外診療所の職員）において誤りが散見されますので、申請前にご一読ください。

乙種組合員とは事業所に勤務する歯科医師・歯科技工士・歯科衛生士・歯科助手・受付事務等すべての職員を含みます。

このうち、歯科医師については開設者・管理者以外で県歯会員の場合には甲種組合員（勤務者）となり、乙種ではありませんのでお間違いないようご注意ください。

○組合加入申込書には下記の書類をすべて揃えて申請してください。

1. 誓約書
2. 給与証明書（または雇用証明書）
- 3. 個人番号が記載された住民票**（発行から概ね3ヶ月以内のもの）
 - ※住民票に個人番号が記載されていない場合はマイナンバーカードの写し（A4用紙）
 - ※組合加入申込書と住民票の住所は全く同じでなければなりません。**

○社会保険（健康保険・厚生年金保険・介護保険・雇用保険・労災保険）の適用事業所（医療法人または常時5名以上の常勤職員を使用する個人事業所）や常勤職員5名未満でも厚生年金保険に加入している事業所の場合には、上記に加え、**健康保険被保険者適用除外承認申請書**（以下、適用除外申請書）の提出が必要です。

提出書類確認後、本組合事務局より承認印を押印した適用除外申請書を事業所宛に返送いたしますので、届きましたら遅滞なく管轄の年金事務所または福岡広域事務センターへ提出してください。

その後、日本年金機構より健康保険被保険者適用除外承認書が届きますので、申請者の確認印を押印後、本組合宛にFAX（092-771-2988）で提出してください。

※適用除外承認書のFAXが本組合に届いた後に加入審査を行います。提出が遅れますと加入審査も遅れますので速やかな提出をお願いいたします。

加入日以前にすべての書類が揃いましたら、本組合への事前加入申請も可能です。

その場合、適用除外申請書は加入日の日付で承認印を押印し、事前に事業所に返送いたしますので、加入日になりましたら速やかに管轄の年金事務所または福岡広域事務センターへ提出してください。

※常勤職員と比較して勤務形態が4分の3未満である非常勤職員（パート・アルバイト）の方は適用除外手続きの必要はありません。

特に、4・5月頃は異動・就職等で年金事務所での承認手続きに時間を要しますので、早めの手続きをお願いいたします。



福岡県歯科医師国保組合 HP
(トップページ)



福岡県歯科医師国保組合 HP
(乙種組合員 (従業員) が加入するとき)